

## 熊本県優良下請負者表彰要領

### 第1 目的

熊本県土木部が発注した工事について、他の模範となる特に優良な工事に貢献した下請企業の技術力を積極的に評価し表彰することにより、当該企業の社会的評価を高める。これにより、適正な元請下請関係の構築を図るとともに、下請企業の意欲及び技術力の更なる向上を図り、建設産業の振興に資することを目的とする。

### 第2 推薦

優良工事表彰を土木一式工事部門において受賞した元請負者は、当該工事において第3に該当する下請負者を有する場合は、優良工事表彰日の翌日から起算して30日以内（土日祝日含む。）に、別に定める推薦書を発注機関の長へ提出する。ただし、推薦数は工事1件につき最大2者とする。

### 第3 表彰の対象

次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 優良工事表彰を受賞した工事の下請企業。ただし、元請負者が土木一式工事部門において受賞した工事に限る。
  - (2) 県内に本店を置き、下請した業種で熊本県入札参加資格者に登録されている企業。
  - (3) 対象業種は建設業許可区分の29業種全てとする。なお、熊本県入札参加資格者格付等級において土木一式のA1・A2等級と舗装のA等級は除く。また、元請負者より下位等級であること。
  - (4) 下請報告がなされていること。
  - (5) 優良工事表彰を受賞した工事への施工に関する貢献度が明確であり、その事実関係を工事書類等で確認できること。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、表彰の対象としない。
- (1) 前年度に完成した土木部発注工事において、元請負者として工事成績評定点が65点未満の工事があった企業。
  - (2) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分を受けた企業、若しくは指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた企業。ただし、表彰日までに処分が確定していない場合であっても、特に重大な法令違反等が明らかでない場合は、表彰から除外することができる。なお、このただし書きの規定により実際に表彰から除外された場合は、その企業については重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。
  - (3) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない企業。
  - (4) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった企業。

### 第4 審査会の設置

土木部長は、被表彰者を選定するため、別表に掲げる者で構成する「熊本県優良下請負者表彰審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

## 第5 表彰の決定

発注機関の長は、推薦された下請企業が表彰に相応しいことを確認して審査会に進達し、審査会で被表彰者を選定して土木部長に報告する。

2 土木部長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者を決定し、表彰する。

## 第6 被表彰者の公表

被表彰者については、熊本県ホームページで公表する。

## 第7 表彰の取消し

土木部長は、被表彰者が表彰年度内に第3第2項で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該表彰を取り消す。

## 第8 事務局

本要領に係る事務を処理するため、土木部土木技術管理課に事務局を置く。

## 第9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県優良下請負者表彰要領取扱いに定める。

## 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### (別表) 熊本県優良下請負者表彰審査会

審査会 委員	政策審議監(会長)
	河川港湾局長(副会長)
	道路都市局長
	建築住宅局長
	監理課長
	土木技術管理課長